

1. 件名：京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認
申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年9月1日（木） 13時30分～14時45分
3. 場所
原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他3名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1：設計及び工事の方法
（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	はい。それでは時間になりましたので京都大学との中央管理室のヒアリングですね、始めたいと思います。そうしましたら、まず資料の説明をしていただきたいと思いますと思うんですけど。
0:00:15	まず大まかな構成と、どのような形で変更したかっていうのを概ね5分程度を目安でご説明してもらってもよろしいですか。
0:00:29	木全京都大学フジハラです。
0:00:31	よろしいでしょうか。
0:00:33	聞こえますでしょうか。
0:00:36	すみません京都大学藤原です。では資料に基づきまして、ご説明させていただきますと思います。
0:00:45	よろしいでしょうか。はい。
0:00:48	今回資料の中では過去の審査会合やヒアリング等でいろいろご指導いただいていたリコメントを受けて修正した点等について整理した資料になってございます。
0:01:01	一つずつというよりも全体的なところで言いますと、
0:01:05	過去の審査会合等で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:08	当初申請した内容から記載を変更するとご説明した箇所であったり、コメント等を受けて
0:01:16	位置付け等を整理した上で変更になった部分等について、
0:01:22	変更箇所を示したものになってございます。
0:01:26	1. . . 。順番にご説明するとちょっと時間があれるので、
0:01:31	全体的な説明であります。まず表示の中で少し追加になったナンバー21のものであったり、ナンバー9のところでは、緊急遮断弁といったものの表現を少し申請した記載に直しているというところ。
0:01:45	今日の資料のベツツ6ページで言いますと、火災感知器や消火器のところ、また渡したものを一つの限定した形の記載に修正しているというところ。
0:01:57	あと別の7ページ目には、
0:02:00	4.2の試験検査項目といったところで、以前ヒアリング等し検査班の方から、構造強度及び漏えいの確保に係る検査であったり、
0:02:12	機能及び性能の価格に係る検査、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	本市申請に係る工事が設工認申請に従って行われたものであること等に係る検査といった形の分類で表示するよう、記載するようというご指導いただいたのでそういった形。
0:02:29	の書きぶりに修正しております。
0:02:33	ただちょっと、
0:02:35	微修正といいますかちょっと今回ですね図1の中で、
0:02:41	平面図を載せているんですが、1階平面図のちょっと記載がですねちょっと、
0:02:47	実際平面図と言いながら、少しエントランスホールな時にちょっと梁のような絵が残ってたりとかしてちょっと平面数としてはちょっと、
0:02:55	正しくないといいますか。
0:02:56	ちょっと余計な線がありましたのでちょっと修正して、市とか中央管理室とかそういったものに変更はないんですがちょっと説明の差し替え一部差し替えてございます。
0:03:08	あとズーンさん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:11	の方につきましても、今回設置する中央監視盤の正面図になりますが、 こちら審査会合の際にちょっと警報表示部や操作指示記録文といった ところの表示がちょっと、
0:03:25	元の図でわかりづらいということでちょっとそういったものを追記した 形で審査会合で説明しましたのでその図に差し替えているというところ。 る。
0:03:33	あと細かいですが、
0:03:36	下のアングルの部分の寸法等は数字しか書いてなかったのもちょっと寸 法の
0:03:43	はミリメートルであるということを追記したものに修正してございま す。
0:03:47	別の 16 ページのところの図 5 でございますがこちら、
0:03:52	審査会合の際に説明した通り、製作及びフロー工事のフロー図の下の方 に、工事の際の 11 点といいますか、工事の際は、
0:04:03	UR 及び経由し停止中に実施するという、あと、工事期間中で監視 ができなくなる場合についての代替措置を講じるとか安全管理上の必要 な措置をとるといった記載を追記してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	後は、添付書類の方になりますが、まず添付書類の一つ目の技術基準との対応表ですがこちらは先日の
0:04:26	2回目の審査会合の際にお示しした通りの形になるように修正してございます。
0:04:32	またそれ以降の各情報に対する説明につきましても、
0:04:36	第6条につきましては1回目の審査会合で説明した通りに、また次の第9条及び第11条についても、1回目の審査会合で、
0:04:45	当初の申請には入れてませんでした但審査会合の際に、追加で説明させていただいた通りに追加しております。
0:04:53	また次の21日のちょっと誤植といいますか、第5号について記載の箇所がちょっと不適切だったのでちょっと修正したものです。
0:05:00	あとは、第26条、第31条につきましては先日の審査会合の際に整理し直した結果追加となったものについて記載を追加しているもの。
0:05:10	昆甲斐の資料ではありませんが、あります。すいません。37条につきましては、同じように、先日の審査会合の際に、
0:05:19	削除となると、除外するものとしておりましたので、こちらについては当初申請から削除する形の修正となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:27	また、
0:05:29	添付 11 ページの第 42 条につきましては、
0:05:32	もともと通信連絡設備等の中には、放送設備に、
0:05:37	に関する記載、適合性の住むところでは、放送設備に関する説明しかなかったもので、先日の整理の通り、非常警報設備に関する記載も追加してございます。
0:05:50	あとは、
0:05:54	次の申請に係る設置変更承認申請書との整合性に関する説明書の部分につきましても、
0:06:01	一覧表になってる部分の右側、設工認申請書の欄に記載する内容を、先ほど説明した通り、修正となった場所について、同じように修正してございます。
0:06:19	最後の方になりますが、
0:06:21	設置変更承認申請書。
0:06:24	頭の本文 9 ポツの中に品質管理員に必要な体制の整備に関する事項というものに対しても、設工認申請書との

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:35	適合性の記載が必要だということを、ヒアリング当初にご指摘いただいたかと思しますので、その部分について、すべて追加する形で修正してございます。
0:06:50	はい。
0:06:51	最後になりますが、資料の、
0:06:54	一番最後のページに別紙2として工事工程表を上げておりますがこちらについても、当初の工事予定8月から12月としておりますところがおそらく12月ごろからになると思われしますので、
0:07:08	そちらの記載についても、設工認申請の欄のところを4月から9月、工事については10月から12月の利用、
0:07:16	19月からという形になるように修正してございます。
0:07:21	変更箇所については以上です。
0:07:26	はい、ありがとうございます。
0:07:29	ですね、ちょっとうちから何点が資料に関してコメントを言わせていただきます。
0:07:44	野地敦子はい。
0:07:46	まずですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:52	P 添付 3 のところなんですけれど、
0:07:59	技術基準の第 9 条です。
0:08:11	ここではですねこの要するにこの進入の防止については周辺監視区域のペースで設けているっていうふうに言っているんですけど、
0:08:23	これらの話っていうのが申請書本文の方には入っていないんですよ。
0:08:30	申請書本文ですね。
0:08:32	よそ本文と添付の関係上で、ちょっと関係がおかしくなっていると。
0:08:40	いうところがありまして、
0:08:43	これ例えば、言っているんですけど、
0:08:47	適合性の説明店舗の説明っていうのはあくまで、本文に対する説明っていう対応関係になりますので、全体的にですね本文と添付のところっていうのが、北野がするような形にならないといけない。
0:09:05	等を感じておりまして、
0:09:07	ただそれ通りになっていない箇所が何ヶ所があるんじゃないかと。
0:09:13	思ってますと。
0:09:17	その辺はどうですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:37	京都大学フジハラです。すみませんちょっと確認ですが、先ほどおっしゃられた申請書中の設工認申請書の話でよろしいかというか、既設工認申請書の本文の中には、特に、
0:09:51	差異がなくて添付の方にだけこのような記載があるというお話でよかったですでしょうか。
0:09:57	ちょっとその辺の関係でちょっと設工認申請書の今後の中にどこまで詳細に書く必要があるのかちょっとあれなんですけど、
0:10:06	本文の方では、ページで言う別の8ページですかね。
0:10:11	検査のところで、
0:10:15	適合性確認検査の一つとして、該当情報に関する検査を行うということ
	が、
0:10:21	あるだけで確かに条項の
0:10:24	項目だけ挙げてるだけなんで、
0:10:27	今おっしゃられたのはそういったところにもう少し詳細な記載が必要。
0:10:33	だということでしょうか。
0:10:42	すみませんカネコです。今のご説明をちょっと確認しますが、
0:10:48	第9条関連は、ベツ8の4ポツ、2ポツ3の(1)の二つ目のポツ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	2、
0:11:00	ありますよっていのが今のご説明でしたっけ。
0:11:05	そうですね。
0:11:12	これなんか工事するんですか、9条関連で。
0:11:17	苦情に関してこれに対応するために何かしら工事を伴うといったものではございませんが、今回、我々当初、情報対応はしてなかったんですがちょっと日、
0:11:28	1回目の審査会合前のヒアリングの中で、こちらの条項対応も必要だということ、追加させていただいたものになってございまして、
0:11:39	こちらの説明する際にあたっては特に工事をしませんが現状、
0:11:44	仕組みとしてこういった形で対応しているということのご説明をさせていただいているかと思えます。
0:12:53	それでカネコです。今のお話市の過去の記録がちょっと曖昧なんで、間違ったらしてください。江藤加古、当方から指摘した内容は、
0:13:04	9条が当初今日大脳説明でバツだったんだけども、その発の理由を、を説明してくださいという、のみ指摘して、それを踏まえて、理由の説明なく0になったというような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:19	ことみたいなんですけど、認識違いますか。
0:14:01	協会の浜でございます。ちょっと今日、すべての資料、読み返してもう一度頭をと思ってたんでできなくてですねすみません今、その者と私も今日があるのは、今藤原が言ったように最初はバツとして出したんですけど、
0:14:18	これはいるんじゃないですかっていうような話になって、それで、
0:14:21	中間には新たに何かそういう防護するのは作らないんだけど、一応その周辺監視区域があつてですね、ということと、もう一つ
0:14:31	例えば警報盤についてはネットワークに繋がりませんと、ていう、不そのサイバーテロ関係ですねっていうような説明を、
0:14:40	確かにヒアリングの時にす。
0:14:43	適用するということにはそれそういう理由を確か、
0:14:47	記載したものを資料として出したような気がするので、
0:14:52	一応適用させると。
0:14:54	それはどうするかというのは今今お話したように
0:14:58	不法な人が入れないということ等、裁判についてはそういう
0:15:04	監視盤についてはそういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:06	設計にしますと。
0:15:08	というようなことを約束したような気が。
0:15:11	するんですけど、そういうことについて、おそらくこの検査のところで、7条対応の、
0:15:18	先ほどの4-2-3の
0:15:27	御検査で多分そういうことを、実際そうだとすることを多分検査でしなきゃいけないんじゃないかなというふうには思ってますけど。
0:17:43	金子です。すみません。ちょっと、
0:17:47	着任前の話ではちょっと事実確認してもらってるんでちょっと時間がかかったわけですね。結論から言うと、これいらんんじゃないのって言われるんです。
0:17:57	なぜかっていうと、申請書の中身に入っていない内容についての適合性確認って何やってるかさっぱりわからない。
0:18:06	ですわ。
0:18:07	なので、先ほど先生がおっしゃった、
0:18:12	ネットワーク独立系。
0:18:14	の話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:16	をもって第9条を確認するんですというのであれば、申請書の方、
0:18:22	別表1の設計及び
0:18:26	工事の法人の中に、
0:18:28	どっかに入れるしかないんですけど、
0:18:32	どうしますっていうふうな、
0:18:38	考えてございます。今ちょっとこちらでも、その議論の経緯を少し復習 をしてたんですけど、我々当初はやはり、適用性が不明だと。
0:18:48	いうふうなスタンスで出したので、
0:18:52	中間の機能からいくと、原子炉施設という、一つこの中で今の第9 条、
0:18:58	があれされてるので、
0:19:01	もし
0:19:03	オコイ事業者が行ってるかわかりませんが、できれば
0:19:06	落とさせていただけると。
0:19:09	非常にありがたいといいますか、特にそれで何か安全性が、
0:19:14	そこをそがれるわけじゃないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:19	ご検討いただけませんか。すいません。こんなことを聞いていたのかな。
0:19:25	不正アクセスを防止するために、
0:19:27	うん。
0:19:29	独立系にした設計っていうのは、
0:19:32	ただ逆にね、中央管理数を独立した設計にしてるっていうのは法令要求で対応したつもり。
0:19:55	不正アクセス行為が行われないようにネットワーク、
0:20:04	を、
0:20:25	うん、機器。
0:20:27	はい。当行の見解を申し上げますと、
0:20:31	そもそももうこの窮状イラレんじゃねって話をしたのですね中央管理者は全く関係ない周辺監視区域についての記載が書いてあったからなんです。
0:20:40	ただよくよく見るとやはり今先生がおっしゃったように、
0:20:44	ネットワーク独立系の話を中央管理者に直接関係する話があるので、
0:20:49	その内容を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:51	総務ですか、そちらの方に記載して第9条適合対象にするっていうのが一番綺麗な落ちになりそうなんですけどどうですか。
0:21:28	紙でございます。どうもありがとうございます。
0:21:31	その方向で、ちょっと主要な条件下、その辺に少し今のようなことですねネットワークの話。
0:21:40	独立を性を保つというようなところをですねちょっとちょっと中央に入れさせていただいて、
0:21:46	このまま1浅野情報対応してますので、このままの話でそこを少し整合するように、
0:21:54	修正させていただきたいと思います。
0:21:57	一応こちらの方の設計の方ともうこれは以前からずっとこう、そういう話をしてますので、そういうことないように設計するというので今それで進めてますので全くその
0:22:08	実害はないので、その方向で書かせていただいても全くものとしては、そういうものができるということで、
0:22:16	そうさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:21	はいわかりました。確かに書きぶりだけの問題だと思いますのでちょっとそのようにしていただければと思います。
0:22:28	でね、今のような話が多分すべての条文であると思っていて、今ちょっと後で加藤の方からお願いしようと思ったんですけども、
0:22:38	適合性確認のを、
0:22:41	あと条項を適合性の説明の中身ですね。
0:22:46	この中身が、
0:22:48	本文のどこのことに言ってるのかっていうのがですね。
0:22:53	ちょっとよくわからないんです。
0:22:55	私もこれ周辺監視区域の話はどこにあるんで、筆跡探されるとかないなっていう。
0:23:01	なので、ちょっとですね、わかるような資料をちょっといただけるとありがたいんですけど、お願いできますかね。
0:23:35	共同大学フジハラですと、資料を作成することについては承知いたしました。ただその資料につきましてはこの設工認申請書の一部というわけじゃなくて別途資料といういことよろしかったでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:47	はい設置許可の時にはよく我々まとめ資料と呼んでましたけども、審査とか確認にあたっては、補助資料ですね。だから申請書とは別扱いの参考資料。
0:23:59	そして提出していただければと思います。
0:24:03	承知いたします。ただ、その資料というのは、どのタイミングでといいますか、申請書と同じや時にまとめて送付なのか事前にメール等でご送付でよろしいのでしょうか。
0:24:15	今こういった感じ審査とか確認を行う際に、使う補助資料ですので、例えば、例えばですけど、今日は六条と七条と、9条と11条やりマースと いうことであれば、
0:24:32	条文についての、その参考資料をいただくとかね、合わせておかんとい ただいてもいいんですけども、要はそのヒアリングの時に使うので、ヒ アリングの時にあればいいです。
0:24:44	承知いたしました。
0:24:48	すみません京大のカマエです。ちょっと1点だけ今のことでちょっと確 認。
0:24:52	ちょっと私の理解があれなんで、今これ、今さ、今の話でですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:58	技術基準像のここの適用性の話と、本文の、例えば設計仕様でやった条件であったり、設計のところですね、そこはどうかリンクしてるかというお話だったと思うんですけど。
0:25:12	この前
0:25:13	許可基準との関係の適合性の審査会合の資料ですけども、あそこにそれぞれの警報であったりいろんなことが、
0:25:22	どの許可基準の技術基準と適合してるかっていうことをですね、
0:25:28	書いたりする、この前のコメント対応ですけども、
0:25:31	ここでも、
0:25:33	本人でも一応その技術基準の下に警報ダラスとか、
0:25:39	どうのこうのというのを書いてあって、その警報については設工認の本文の方に、その 21 個の警報であったり、操作であったりあるんですけど、
0:25:50	それは、そこでこのままリンクは。
0:25:52	そういうリンクの話ではないと。
0:26:03	すいません。
0:26:21	うん。やっぱりフリーなところ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:23	サイバーテロ発覚した際のところも、
0:26:27	何か、
0:26:28	こういう、
0:26:30	火災対応機器を、
0:26:31	この
0:26:32	それに照らして、これをつけると書いてあるんで、皆、
0:26:37	譲り合って、
0:26:39	カネコですすみませんちょっとう。
0:26:42	意味がよく取れなかったんですけど、実例をというとな、例えばそうだな。
0:26:53	そうだなあ、第 11 条でもありますか。
0:26:57	第 11 度適合性説明の中で、中央監視盤火災対応機器は、作動試験や模擬信号により、
0:27:07	機能が確認できて書いてありますけども、
0:27:11	中間書、
0:27:12	いわゆる
0:27:14	模擬信号とかで機能が確認できているのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:18	本文のどこをもって、
0:27:21	の説明をしてるんですかって言うと何ページにあります本文の。
0:27:27	月8とか9とかですかねっていうことがわかんないんですよ。
0:27:32	適合してますっていう説明があるんですけど、じゃあその中身って本当 どれのことを言ってるのっていうのは、
0:27:57	神です。私もちょっと気になってたところなんですけど、
0:28:03	確かにですねほぼあるスペースを持って確保するとか、今の鳥井学校は とりさせる構造とするとかって書いてますけど、
0:28:14	当然仕様の方には、本当の性能仕様のしか書いてないので、放射できる ことと書かないって書いてなくてそのスペースの話であったり、その構 造であったり、
0:28:27	菅柴野様に細かなその水方もないですし、うんうん。確かにおっしゃる 通り、この、この私の先はちょっと気にはなってたんですけどちょっと 今、
0:28:38	書いてないということで、あとね、そうするとね、これやり方が私二つ あると思っていて、本文に書かってやり方は一つで、もう一つは、まと め資料、審査参考資料として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:50	この細かい主要な話を書くっていうやり方があるんです。
0:28:54	何年間で全部本文に書かなくたって、この内容はまとめ資料で、伊賀さんから説明聞きましたよっていう。
0:29:04	ことでもう、
0:29:06	有田井出係長で、先ほどのネットワークの不正防止独立系の話。
0:29:17	これはね多分本部に変えた方がいいかなと思うんです。あと、ラックの扉がどうのこうのっていうのは、これ本文にはなじまない話なので、それはまとめ資料に落としてね。
0:29:28	やるとかっていう、
0:29:31	やり方があります。
0:29:33	ので、
0:29:35	先ほど適合せず、説明のまとめ資料を作ってくださいってお願いしたときに、そんな内容を書いていただければいいと思うんですよ。
0:29:46	了解しました二つの方法
0:29:52	一つは本文に書くということと、そうではないもそれにふさわしくさもそぐわないようなものについてはまとめ資料の方にとということで、すべての条項等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:02	条項対応適合性を確認したもの、ものとその情報との関係を、
0:30:07	まとめ資料の方に整理をして示すと。
0:30:11	いう形で、をさせていただきたいと思います。多分目本部の方に書くのは多分今のね、
0:30:17	最後ところぐらいだとは思いますが、ちょっと不検討しまして、最終的に決めたいと思います。
0:30:23	ありがとうございました。
0:30:31	慶長の加藤です。そうしましたら、今第9条と第11条のところ言いましたけれども、各適合対象条文で、もうちょっと説明が必要であろうというところについては、
0:30:45	今言った整理で本部、もしくはまとめ資料の方に落として、説明の方をよろしくお願いいたします。
0:30:53	それで繰り返しなっちゃいますけど、適合条文のすべてのまとめ資料がないとヒアリングはしないということではありませんので、
0:31:03	ここまで準備ができたんでヒアリングやりましょうよということでお声掛けいただければ、その準備が整ったところだけでもヒアリングありま

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>すので、そういう対応も十分可能だということをご認識いただければと 思い、</p>
0:31:18	<p>すいません、堀田人見カマエでございます。わかりました。</p>
0:31:22	<p>ヒアリングの話がちょっと今出たんですけども、</p>
0:31:26	<p>今後今のまとめ資料なりをつくる方向で考えますけども、</p>
0:31:31	<p>今後その補正の前に、これから補正をしようとしてるわけですけど、</p>
0:31:36	<p>補正の前にヒアリングを、</p>
0:31:39	<p>やっています。やっていただいて、</p>
0:31:42	<p>そのあとに補正と、</p>
0:31:44	<p>流れ的にはそういう話なんでしょうか。</p>
0:31:48	<p>その通りかと思えますけど。</p>
0:31:50	<p>何か</p>
0:31:52	<p>ご不満とかあれば、お聞きしますが、いや、我々の、</p>
0:31:58	<p>迅速な対応すれば、補正申請が早く早まるので、なるべくそれをその道 を通らなくパスをとらなきゃいけないのであれば早く、その今のまとめ 資料、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:07	は、今日の補正、補正案という言い方おかしいんですけど、少し追求する部分を早めに、
0:32:13	あまりでき、できた順になると時間がかかりそうなので、
0:32:20	なるべく
0:32:21	そんなに今ずっと見てみるんですけどそうそんなに
0:32:26	適用性の話と、その設計の本文のところとの
0:32:30	簿銀行というのは、
0:32:32	すべてじゃないような気がするので、そんなにあれかなと思ってますので、なるべく
0:32:37	1度にまとめ資料、今のお話ですねそれを早めに作って、
0:32:43	ヒアリングをお願いして、
0:32:45	早めに補正をと。
0:32:47	当時というのはすいません後、これ見ていただいたように工事があれしますので、できれば、なるべく早く我々としても、工事を進めたいと思ってますので、
0:32:59	は、よろしく願いいたします。はい。わかりました。
0:33:07	通常のカトウです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	ちょっとコメント続けさせていただきますガー。
0:33:17	添付の1のところですね、今回この表のところに、技術基準規則との適合性に関する説明書で説明の用意というふうになっています。
0:33:31	確かにこれは健康については審査会合用の資料とかで説明していただいているとは思いますが、その内容もですね、今言ったまとめ資料、
0:33:43	まとめ資料の方きちんと提出していただいて、その大庭の理由、
0:33:51	そこを説明していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
0:34:08	簡単ですけど、ほとんどバーがなくなって、バツバツと0にほとんどなったんですけど、
0:34:16	そのバツというのは以前は例の外部外部からの衝撃云々ですね、そこからいくつかこれ適用させなきゃいけないんですか、じゃないですかというものについては、
0:34:28	不要ですという説明をさせていただいたんですけども、
0:34:31	これ以外、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:33	これ大門はバツはたくさんあるけど、全く関係ないものはスルーでよろしいでしょうか。
0:34:39	九州の加納です。明らかにですね、例えば中央管理室で炉心等とかに関しては、明らかに該当ではないっていうのはこちらでもわかりますので、
0:34:50	何ていうんすかね何でここが対象外なのって思われるところについては、それについて理由を述べさせていただき、説明させていただいて、
0:35:01	それだったら対象じゃないねっていう説明をしていただければいいと思っております。
0:35:07	依田仲間でございます。了解いたしました。
0:35:15	兼子です。少なくとも、例えばね、添付2の第2項と第3項とか、
0:35:26	添付2入ってきて、ただ一言該当なしって書いてあるのは、
0:35:33	ちょっと補足して欲しいなあという気がしてるんですけども、
0:35:38	程度問題かもしれませんが、
0:35:40	この辺も込めてちょっとご検討いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	表現のカマエでございます独立については耐震重要施設ということなので、これは当初から耐震Sクラスですから、これは耐震Cクラスなので、
0:35:57	そういう理由を、
0:35:59	耐震Sじゃないところということでよろしいですか。はい、そうです。 添付資料としてこういう資料の形になっちゃってるので。うん。体裁と言っちゃあれですけどもちょっと書いてくださいそういう感じです。
0:36:18	この後続けさせていただきます資料のまとめ資料と、ごめんなさい、まとめ資料として出していただきたい。飯野に対してもう1点ありまして、
0:36:31	これ中央管理室に係る施行人の、
0:36:37	加来にとっては結構にですね、過去に中央管理で撮った設工認に対して、今回の申請の内容、新旧対照表っていうのを示していただきたいというふうに考えておりますが、
0:36:55	それで可能ですか。
0:37:23	東大の藤原です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:26	今回の設工認の対象設備として、今回中央監視盤っていうものと、火災対応機器と放送設備というものを挙げさせていただいておりますが、この放送設備と火災対応機器っていうのは新規制対応の際に
0:37:41	設工認申請そのものをつけさせていただいてるんですが、中央管理室にある中央監視盤自体っていうのはですね、当初、DRが設置された時から中央管理室っていうのはあるんですが、その際に、
0:37:54	からですね、
0:37:57	何て言いますか全体的な設工認として鳥瞰率を置くとか、そこで警報を監視するとかそういったことはあったと思うんですけども、こういった今回のように、その監視盤自体に込み機能であげてっていったような設工認は多分出してないので、
0:38:11	ちょっと新旧対照表という形はなかなか難しいかなっていう気がするんですが、
0:38:16	どうしたよろしいでしょうか。
0:38:48	すみませんお話なんですけど京大のカマエですけども。
0:38:52	以前ですねやっぱりこの中間の設工認面談をしていた時からの話だと思うんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:00	昔の設工認、
0:39:02	そういうものをサーベイをして見せて欲しいと。
0:39:05	過去の情報欲しいということで、原告ができた時の設工認ですね、要するに、PRを止めるとか、スクラムをさせるとか、
0:39:15	ていうそういう施工人の話と、あと先ほど今藤原が言ったような新規制の時に、新たに出した事項に、そういうものをすべてそちらの方にお送りして、今まで出した設工認はこれだけですと。
0:39:27	いうお話をしたことがあってですねあれ。
0:39:30	あれ以上のことはちょっと今のところないので、
0:39:33	ちょっと今、加藤さんご依頼あったんですけど、どういう形でそれをすればいいかと、なかなか新旧としてはなかなか、
0:39:40	一対一ではちょっとできるような話は、過去にはないので、申し訳ないです。すいません。
0:39:46	は、青カネコです。そうすると、ごめんなさいね、法令上、
0:39:53	求めているのは、設計及び、
0:39:58	であって、
0:40:00	工事の方法について書いてねっていただけなんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:05	例えばこれ本文の記載内容とかっていうのはこれ、
0:40:09	完全に京都大学のオリジナルなんですか何か記載を参考にしたとか、普通は、
0:40:16	京都大学の場合は違うんでしょうけど、
0:40:18	すでにある認可のものをリバイスアップしたとかね、そういうことなんですけど。
0:40:24	この記載の内容とか項目とかって
0:40:28	誰がどういうふう考えたんですか。
0:40:36	サムスン、そのあと今ある監視盤をですね、そのまま移設するというところで、それをベースにいろいろ設計をしてきたので、ただそれ、今あるそのものについてというのは、
0:40:49	今、先ほど申しあげましたように、非常に古い時の設工認しかないのでもそこにはそういう細かなその当時はですね、
0:40:57	細かなことを書いてなくてっていうばそこスクラム云々等々は書いてあるんですけど、
0:41:03	今のような感じはないこの警報、どうのこうのっていうのは、
0:41:07	なかったもんですから、ただ今回変え、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:12	ところで直すというときには当然今の現状のものを
0:41:16	から、それをそのまま機能を移設するという事なので、今の版を参考にしながら、こういう資料を作ったと。
0:41:26	いうことで何かを、過去の何かを見習って作ったわけじゃないと。
0:41:34	もう、やっぱりオリジナルっていうことですかね例えば中央監視盤。
0:41:40	で、耐震Cクラスを満足することってというのは、
0:41:46	これはなぜここにいるか。
0:41:48	依田のカマエでございます。これ
0:41:51	赤石坂というツールの申請者の方にスクラム
0:41:54	これ 10 耐震重要度分類の中に、
0:41:57	今スクラムということで中央管理室というふうに書いてまして、ですか ら版というよりはその中にある機能が耐震Cなので、おのずと、それを、
0:42:07	設置する場そのものは耐震Cだということで、
0:42:11	管監視盤そのものがCだというふうに耐震重要度分類の中にも書いてま せんけど、
0:42:16	中におさまるものが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:18	Cだから、坂も審議したと、そういう経緯でございます。
0:42:25	はい。事実はあるけど、なんでここ記載することにしたんですか。
0:42:32	すいません。ちょっと今日檀カマエですけども、
0:42:35	ちょっとすいませんちょっと聞き漏らしたんですけど、
0:42:38	あ、すいません。
0:42:40	中央監視盤が持つ機能っていうのは
0:42:44	事実関係とか幾つかあるとして、
0:42:48	設計条件の中に、耐震Cクラスを満足することっていう要件を記載したのは、他の施設を参考にしたのか、例えば設置許可に書いてあるから当然いるだろうかなあと思ったのか。
0:43:02	それともう、
0:43:04	なんででしょうかこの知識から入れたのかって要はこの記載項目のリストアップっていうのは、どのようにされたのかなっていう。
0:43:12	ことなんですけど。
0:43:13	今日のカマエでございます。コアのものづくりの中の東設計条件の中には、もう当然耐震という言葉が必ず入ると思うんですけど、そのときには、我々それを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:25	どう書くかというのはもう、申請書の中にある、耐震重要度、
0:43:29	それに倣って書くわけですけども、東田井のところなんか必ず耐震とい うことは、そのところは要ると思うんですけど、
0:43:37	これ今の技術現存の適用性でもそうですし、評価基準でもそうですし、
0:43:44	そういうところが確保云々じゃなくて、このスクラムという機能が耐震 Cと、
0:43:50	ということですのでそれ、非常にスクラムボタンということで、何がつ耐 震なのかっていうことがちょっと疑問だと思いますけども当然それが地 震でも機能を果たすということですから、
0:44:02	当然そのボタンそのもののあれではなくてそれを設置されている盤その ものを一番が倒れてしまったら、ボタン押せないわけですから、そうい う意味では、監視盤というものを耐震Cにしたと。
0:44:14	簡単に言えばもう設置許可にそういうことが書いてあるということ、
0:44:19	それに従っただけの話です。
0:44:40	はいわかりました。とりあえず新旧の対応が難しそうだという話を聞い たのでとりあえず結構です何かまたどうしてもっていうんであればまた 改めてお願いするかもしれませんが今回は、とりあえず結構です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:32	社長の加藤です。大きな工程の話は以上となりますが、ちょっと内容の方にいらさせていただきます。
0:45:41	別府今回の資料、
0:45:45	別、34号にある表1ですね。
0:45:53	ここに中央監視盤が持つ機能を書いています、
0:46:00	これ自主でやっているっていうのは要するに技術許可基準技術基準に適合しない機能も今回入れちゃっていますよね。
0:46:11	審査会合のところでは③に位置付けられているものっていうのは、要するに基準適合性に適合している設備ではなくてあくまで実習だと。
0:46:24	そういうふうにかかり、説明されているので、自主機能は不要じゃないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょう。
0:46:44	経済のカマエでございます当初からそういう自主的な話というのはあったんですけど、まだんところいろいろ経緯があって、最終的にその技術基準許可基準との適合性が不要だというのが③として、
0:46:57	いくつか、そんなたくさんないんですけども、そういうのが出てきたので、本来は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:02	設工認としてはそういうものに適用させる必要がないものをつくり出す必要ないので、当然これは何か削るということなんでしょうけど申請書に一応そういうものも、
0:47:13	名前が挙がってたということもあってですね、入れたんですけど、そういうご指導が、これご指導と言っていいのかわかりませんが、利用者としては当然自主的なものというのはいもう外す方向というのも当初からそういう、
0:47:26	そういう気持ちはありますので、
0:47:28	一応許可基準、この審査会合で、そういうところもお認めいただいたので、履修保安的なものだということで、住み分けをご理解いただいたという意味では、
0:47:39	もうここ外すということで、よければさせていただきたいと思います。
0:48:09	系統のカトウです。
0:48:12	まず一つの方角としては除くって話もありますし、許可に記載しているものをここに入れておきたいということであれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:23	これらこれらこれらっていうのは自主機能となっていて、それらが実習な理由とかっていうのをつけるっていうパターンもあると思いますので、それは京大さんの中で検討していただいてどちらかなと思って、
0:48:40	まとめる、とにかくうちとしてはですね、
0:48:43	基準適合を求めている設備はどれな一緒なものはどれだ、それで地震等が入っているのであれば理由は何だっていうところを、整理されていればいいと思っておりますので、
0:48:57	そこをご検討いただければと思います。
0:49:00	ありがとうございます。ちょっと話が2転3転しちゃうんですけども、今加藤さんからのお話があったので、我々としてやはりこれチーフ。
0:49:11	多分関係するの水封関係の排風機とかですね。
0:49:16	その機能だけだったと思うので、これは、
0:49:20	もう早田市はですね、当然自主的にメインは別にあるので、事故時の対応からいくと、もう当然そっち側で中間はなくてもいいっていう言い方があるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:30	ただやっぱりこれまでの経緯がありましてですね、やっぱり中間というところでそういうことができるということもそうだし我々管理としてもしっかりとそれが管理していこうと思っておりますので、
0:49:39	あんまりこれ説明が、
0:49:42	これ我々今、
0:49:44	こういうことをやっていますけど後の、
0:49:46	後の将来の人たちがですね、
0:49:49	これはこれもやっぱり伝承じゃないですかしっかりとそういうことが要ると思うので、今加藤さんの案の方に載させていただいて、
0:49:57	そういうことがいろいろよければもう説公園の方にそういう棲み分けをしたことを書かせていただいてこのままにさせていただきたいと。
0:50:04	すいません。よろしいでしょうか。
0:50:14	北澤カトウです。ちょっと具体的に言わせていただきますが、そうしますと、まず表1の中央監視盤の機能については、まずですね、基準適合性にある機能を載せていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:28	それで、次にですね、自主的に載せている機能っていう形で、承認っていう形で位置付けてもらって、それでこれらの機能っていうのは実習ですよと。
0:50:41	それで、自主でやっている機能っていうものは、補足説明資料のまとめ資料の方で、
0:50:51	何でこれが自主のものなんだっていう説明を入れていただきたいと思えます。
0:50:57	よろしいでしょうか。
0:51:05	広田大学藤原です。承知いたしました。
0:51:18	それもあって、
0:51:21	はい。
0:51:22	規制庁の関です。
0:51:24	私からちょっと確認が1点あるんですが、別の13、14ですね。
0:51:33	図面が載ってますが、
0:51:35	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:39	ベースのですね寸法について、衛藤例えばベースのスパンですね、10 ページ別の 13 でいきますと下の図でいくと、800 左から 80080010001100 円ですとか、
0:51:54	あとはアンカーボルトの見込み額が 1110 ミリとかですね、結構細かく寸法の方を書かれてると思うんですけども、
0:52:05	実際には何でしょう、この寸法である程度幅を持たせたりして、施工するときに、多少ずれとかですね、寸法をもう少し浅いが出てきたりすることがあるとは思いますが、
0:52:19	そういったことは寸法の余裕といつかねそういうのは考えてなくて、もうこの寸法でかちっと決めてきて、仮にこの寸法が外れる場合は、
0:52:29	この修正補正なりしてですね
0:52:32	前の方の数字を変えとかそういったお考えでこの資料のこの寸法を表しているのでしょうか。
0:52:40	考えてございます。
0:52:42	我々のものはあまりここはしっかりと寸法を書くんですね、実際の設計、あと工事となると、いうこともあるんですけど、
0:52:53	残念ながらこれ耐震

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	改修は耐震Cということで当然耐震計算をした上でのこのものなので、 とすると、当然寸法というのはアンカーの間隔も全体の大きさというの も、
0:53:07	その耐震計算の中にはやっぱり何らの形で入ってきますので、
0:53:11	もう我々はこれ業者には、当然黄砂がありますので、
0:53:15	当然検査をしますその時にプラマイなんぼだというそのレベルの話の中 では、ずれがあるかもしれませんが、少なくともそれ
0:53:24	0ドラムな黄砂を使いますので、
0:53:27	原則はもうこのあたりでものづくりを、今はお願いしてるところです。
0:53:34	耐震Cだということなんですけどもやはり一応計算上、
0:53:38	その成立することを確認しなきゃいけないので、
0:53:41	一応設計ですから、やっぱこれを守っていただくということで今進めて ございます。
0:53:48	ここに書いてあることはすべて耐震計算書の部分だけでございます。
0:53:58	はい、わかりました先方は動かないってことで承知しました。
0:54:06	ごめんなさい。すいませんモジュール3カマエですけど。当然
0:54:10	どうしてもこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:12	できないというときは当然変更申請しなきゃいけないと思ってますので、多分そういうことないようには、当然慎重にやっていますから大丈夫と思いますけど、ここに書いてある、
0:54:22	やはりこれが大きく変わるような話になれば、変更申請をさせていただきます。
0:54:27	そういうことはないようにしますすいません。ただそういうことでやっているとということだけです。
0:54:35	規制庁の加藤です。次にですね、添付の方に行きたいと思います。添付の5ページ。
0:54:43	これ第21条安全設備のところでございます。
0:54:50	今回見直し案ということで、適合の説明の下のところですね、第1項第4号の口に加えて第5号が追加になっています。
0:55:02	それでこの第5号の福井の説明についてもここに書いてある団体の設備としてはこれを設けて評価設備としてはこれを設け、
0:55:12	それで、第5号ってじゃあどういう要求なんですかっていうところを上野大戸枠の中で見ますと、評価を行う設備は破損を作動または誤操作、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:24	が起きた場合においても、原子炉を安全停止するための機能を損なわな いものであることになっていて、
0:55:33	私の理解だと大部分に対しての説明が入っていないんじゃないかと思っ ているんですけども。
0:56:04	だからちょっと表。
0:56:22	京都大学フジハラです。
0:56:24	ありがとうございます。確かにちょっと5号に、
0:56:26	に関してちょっと具体的な説明は少し足りないと思いますので、
0:56:31	当間情報管理室に設置する消火器自体がメジロ安全性を脅かすものでは ないのでそういったことの説明をちょっと追記したいと思います。
0:56:49	はい。説明の方をよろしく願いいたします。
0:56:53	次にですね、添付の6の第26条、
0:56:59	核燃料区域の貯蔵設備のところに行きたいと思います。
0:57:04	これについては申請書に説明を追加してくれていうよりは、補足説明 資料ごめんなさい、まとめ資料の方に入れてくれることでの確認 なんですけれど。
0:57:15	今回第2項、第4号炉について、適合性の説明をしていただいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:22	それでここに書いてあるのは、こういう警報を、
0:57:27	桐島ってということが書かれているというふうに言っています。それで確かにここを抱えているのは、中間受表サービスが有する機能として、こういう漏えい警報を設けるっていうことできちんと適合していると思っているんですけど、
0:57:43	いろんなための確認としてですね。
0:57:45	この第2項第4号の口の適合対象情報を読みますと、
0:57:52	A、Bを特定のかつ液体の漏えいその他に要件を強いるもの、それで私は岸野仁木を特定できるっていうところなんですね。
0:58:02	それでこの液を特定できってというのは、中央監視室じゃなくって、他のところできちんと特定できているから、これ、この条文に対して適合性がアップされているんだと。
0:58:13	おそらく私は中じゃないかなと思ってるんですけど、要するにこれが対象の点数プールとかに対して、CTを測定できるってというのはどこできちんと測定できてきてるんですかっていうところを、
0:58:27	補足説明資料の中で説明していただきたいということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:36	土台がフジハラです。承知いたしましたまとめ資料の中で説明したいと思います。
0:58:47	あとは総務顧問。
0:58:50	こちらから最後になりますが、次にですね添付の 13 ページ。
0:59:04	添付の 13 ページは、責任保障に申請書との整合性として左に設置変更承認申請書、右側に個人の申請書が書かれています。
0:59:14	それで、左側の節約承認申請書なんですけれど、これもう記載がですね、添付から始まっちゃってるんですよ。
0:59:24	電波。
0:59:26	それでおそらくですが、設計保証人申請書の本文にもですね、中央管理室に係る記載っていうものがあると考えておりました、その該当の方も入れる必要があるんじゃないかと考えておりますがいかがでしょうか。
0:59:49	京都大学の藤原です。
0:59:51	遠い
0:59:53	添付の 13 ページで言いますと 8-11-1 という添付-8000 パースの中の中央管理所の機能というところだけ今書いてるんですが実はこれーですね本文の中に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:04	K U R 申請書の本文の中にはですね一応会社の機能というこの店舗に該当する。
1:00:09	というような本文記載が今厳然でなくて、別途、K U R の設置変更承認申請してるところなんです、その変更申請の中で今追記の変更申請をしているところ。
1:00:21	でございますので、ちょっと現時点で承認された設置申請書の中には本文記載事項がないという形になってございます。
1:01:18	藤茜子です。今経緯があるから、
1:01:24	J R の設置承認申請書、28 年の 9 月版を見てます。その、
1:01:31	お手元もしあれば、ありますか。
1:01:35	ページ 8 年 9 月版であれ、その 15 ページ。
1:01:44	の、
1:01:45	ちいのカッコ 2 のう。
1:01:51	何だろう。
1:01:52	括弧、はい。
1:01:56	幸田小浦モニタリングステーションのところの 2 行目に中央管理室において計を発生させるってあるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:04	例えばこういうところなんですけど、
1:02:24	京都大学フジハラです。
1:02:26	確かに項目によりましては、その添付のほうに記載しているものと、派遣店舗の方にも本文の方にも記載するもの。
1:02:35	また、例えばさっき例に挙げていただいた、構内モニタリングステーションなんかは、当然本文の方にも添付の方にも記載ございますが、
1:02:43	確かに小日の申請書の中には添付のほうしか記載してございませんので、本文と添付の両方記載のあるものについては両方書くということでよろしいでしょうか。
1:02:56	はい中矢なんか作法的には、みんなそういうふうに使ってますので、
1:03:01	どちらかというと、設置許可本文が一番大事なところで、添付はその次なので、やはり本文を大事にさせていただく必要がありますので、コメントかと思えますけど記載よろしくお願ひします。
1:03:16	承知いたしました。ちなみに先ほどの中央管理室の機能のところにつきましてもKURの申請書には本文に今記載事項がなくて、今変更申請してるんですが、KUCAの申請書には本文にも記載ございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:29	KUCA側の方につきましては本文と添付と両方書くようにしたいと思います。
1:04:04	はいわかりましたK rの経営多少でこぼこがあるというご説明でしたよね。それは本当はよくないんでしょうけど、現実としてそういうものがあるのは承知しておりますので、現状の
1:04:19	許可開き商品化承認の記載に合わせていただければと思います。
1:04:26	承知しますよろしくお願いたします。
1:04:54	金子ですすみません、これもう酒匂レベルの話なんですけど、
1:05:00	実際に補正申請を打数てくるときってというのは、
1:05:05	中に書かれている赤字では、とカー斜線取り消し線ですか。
1:05:12	これはどういう状態で出てくるんですか。
1:05:18	京都大学フジハラです。補正申請の際はもう最終版といいますか、見え消しとかではなくてですね実際に修正した完成版というような形で、
1:05:29	補正申請の際にはもともと、
1:05:34	申請している。
1:05:35	別紙1とか別紙2とか、添付書類っていうものを、補正申請の中で添付している別紙1別紙2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:43	添付資料に変更するというような形でまるっと入れ替えるような形で、 最終版の書類を一式つけるような形で補正申請したいと考えております。
1:06:44	はい。衛藤。
1:06:47	これ申請の場合は完全に溶け込んだ形で出てくるということを了解しました。でですねちょっとお願いなんですけど、これをまとめ資料で構いません。今のような感じで当初申請ですね今年の3月に出たものと、
1:07:03	補正申請の違いがわかるように、
1:07:07	なっている資料を、この
1:07:10	審査資料として残しておきたいので、
1:07:13	ちょうど今出ているものが、これ、斜線が当初申請から削除されて、赤字の下線が、補正で追加されるというそういう意味合いだと思います。
1:07:25	この形でもうこの当初申請と補正の違いがわかる形になってますので、 最終的な補正の内容にリバイスアップされた。
1:07:35	今出してもらってる資料をですね、審査資料のいわゆるまとめ資料として付けていただくってことは、
1:07:43	お願いできますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	これがフジハラです。では本日のヒアリングの中で、さらに追加修正を踏まえたものの最終版も同じような形で、見え消した形でちょっとまとめ資料に付ける形にしたいと思います。
1:08:00	はい、ありがとうございます。
1:08:06	うん。
1:08:12	本として扱うかどうかという、うん。
1:08:20	あ、すみませんごめんなさい。京大のカマエですけど1点だけちょっと確認。
1:08:25	せん。
1:08:26	設置変更承認申請書との整合性の話の中で、今いろいろとご指導いただいて、
1:08:33	リバイスしますけど例の
1:08:36	許可基準の時の適合性の時もいろいろ説明させて参考図、
1:08:41	例の放射線モニターの
1:08:43	施設を管理する場所がここで中間がここだと、いうことで中間はサブなんだよというようなところを説明するために、参考図というのをKUC AもPRもついてましてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:55	そそれも本文の最後についているので、
1:08:59	それもやっぱり今、今ほどのその本部が大事だという中で、
1:09:03	入れた方がいいですか。
1:09:05	ていう、これは、
1:09:08	ご相談なんですけど、
1:09:10	聞ってるかどうか、ごめんなさいちょっと確認をしたいんですけど、 今言ったのは、この前の審査会合用の資料の中、
1:09:19	これらの自主ジシュの江藤設備に対する説明として、添付として、許可 の参考図とかも入れていて、説明をしています。自社ではなくてです ね。
1:09:36	そういうデータも、送るべき場所として中間がということで、一応
1:09:45	僕はビジョンと適合性は表せるものなので自主ではないんですけど、そ ういう説明を、この位置付けを説明する許可基準上の位置付けを説明す るために、この参考図、
1:09:56	というものをお見せして、これの本家は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:59	施設の管理を行う場所でありますよと、中間は、そのデータを伝える場所であるという、そういう位置付けにしたので、やはりこれも本部の中なので、
1:10:14	ちょっと待っておいた方がいいのかなという、すいません。
1:10:18	吉田。
1:10:19	議長の加藤です。そこについては、申請書に入れるというよりは、まとめ資料の方にきちんと整理して入れていただければいいかと思います。
1:10:37	すいません京都大学ミサワです。どうも説明ありがとうございますちょっと今確認させていただきたかったことは、
1:10:43	先ほどですね田子様より、し、
1:10:48	申請書のですね今ですと例えば添付の 10、16 ページとか、
1:10:57	遠方の 15 ページ、13 ページすいません。
1:11:01	添付の 13 ページのところに、右側に、左側に本文、今添付の 8 だけのことを書いてるんですが、そこに添付の、本文の記載も書くようにというご指導をいただいたところです。
1:11:14	で、細かいところはですね本文の参考図面のところに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:22	何だ、放射線モニターの系統がこうなってますっていうのが参考図面に入っております。ここのですね添付 13 ページの左側のところですね、
1:11:33	参考図を入れた方がいいでしょうかという質問なんですが、
1:11:40	ごめんなさい。
1:11:47	すいませんちょっと具体的にですね今こちらでも P R 野瀬健康承認申請書がありまして最初のところを見ているんですけど、ちょっと具体的に言っていたいただいてもよろしいですか。
1:12:12	京都大学フジハラです。今新設置申請書の参考図 35 っていうものが、
1:12:19	ページでいうと 63 ページですね、光線管理施設の信号系統という図面がございます。
1:12:26	中身はいろいろ放射線モニターのことを書いてあって、当然中には先ほどありましたこんなにモニタリングステーションの空間線量率計のこととかも書いてあるんですが、
1:12:36	今の質問というのは、例えば、
1:12:39	設工認申請書の添付 16 ページ本日の資料の添付 16 ページに、構内モニタリングステーションのことがあって、今は、こちらについては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:50	添付 8 の文面だけ書いてあって、
1:12:53	それ以外にも本文にも文章として、構内モニタリングステーションの記載はございますが、
1:12:59	こちらのよう参考図にも記載があった場合にはこういった参考図のことも、左側につけたほうがいいのかっていう、
1:13:06	ご質問で、質問でございます。
1:13:29	兼子です。刀禰。とりあえず、大雪等だっていうことは理解してるんですけども、
1:13:35	申請書の中に入れてまでもないのかなっていう感じであります。とりあえず、とりあえずで申し訳ないんですけど、まとめ資料に、
1:13:48	今の段階で入れていただくということではいかがでしょうか。
1:13:55	黒田加古フジハラです承知いたしました。
1:14:23	はい。こちらからは以上となりますが京都大学の方から何かございますでしょうか。
1:14:34	今後そういう形で、
1:14:42	京都大学フジハラです。こちらから特にございません。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:20	はい。こちらからは以上となりまして、教材はの方からもないということであれば、本日のヒアリングを終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうかよろしいですか。
1:15:32	はい。そうしましたら、本日の京都大学とヒアリング終わりたいと思います。
1:15:38	ありがとうございました。ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。